

反社会的勢力による被害を防止する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

2. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せずに、専務理事以下、組織全体として対応する。また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

3. 有事における対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、弁護士、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携し、民事と刑事の両面から法的対応を行なう。

4. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

※反社会的勢力の定義（暴力団対策法および犯罪対策閣僚会議指針（2007年6月19日）による）

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人。

2013年8月20日制定

生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会理事会